

平成 2 7 年度  
第 1 回高松市庵治地区地域審議会  
会議録

と き：平成 2 7 年 6 月 1 2 日（金）

ところ：高松市庵治支所 1 0 5 会議室

平成 27 年度  
第 1 回高松市庵治地区地域審議会  
会議録

1 日 時

平成 27 年 6 月 12 日（金） 午前 10 時開会・午前 11 時 35 分閉会

2 場 所

高松市庵治支所 105 会議室

3 出席委員 11 人

会 長	高砂 清一	委 員	藤野 譲二
副会長	松浦 豊	委 員	堀川 貴美
委 員	上村 峰子	委 員	増田 富子
委 員	打越 謙司	委 員	村井 雅子
委 員	笹尾 勝	委 員	森岡美佐子
委 員	高砂 正元		

4 欠席委員 3 人

委 員	上北 明美	委 員	藤本 高茂
委 員	鳴野 勝路		

## 5 行政関係者

市民政策局長	城下 正寿	地域政策課長補佐	植田 敬二
政策課長補佐	徳重 貴子	地域政策課長補佐	為定 典生
市民政策局次長	地域政策課長事務	地域政策課地域振興係長	
取扱	多田 雄治		藤川 盛司

人事課行政改革推進室長		農林水産課主幹	上原 達一
	諏訪 修司	農林水産課林務係長	村尾 久善
人事課行政改革推進室行革推進係長		道路管理課長	宮脇 雅彦
	森井 瑞樹	道路管理課長補佐	北山 和宏
危機管理課長補佐	西吉 隆典	道路整備課長	中川 聡
危機管理課危機管理係長		道路整備課建設係長	増尾 真吾
	岡田 和弘	河港課長	里石 明敏
財政課長	石原 徳二	河港課長補佐	國方 浩治
長寿福祉課長補佐	太田 敦子	都市整備局次長	公園緑地課長事務取
長寿福祉課在宅福祉係長		扱	高嶋 茂樹
	古市ひろみ	公園緑地課長補佐	植田 克美
子育て支援課長	多田 安寛		
産業振興課長	佐々木和也		
産業振興課長補佐	平田 和也		

## 6 事務局（庵治支所）

支所長	清谷 文孝	管理係長	白坂 和美
支所長補佐	滝本 正昭	管理係主査	中村 和満

## 7 傍聴者 2人

## 会 議 次 第

### 1 開会

### 2 会議録署名委員の指名

### 3 議事

#### (1) 報告事項

ア 建設計画に係る事業の平成27年度予算化状況について

イ 建設計画に係る平成27年度の実施事業に関する意見に対する対応内容等について

#### (2) 協議事項

ア 建設計画の計画期間を延長するための「高松市と庵治町の合併によるまちづくりプラン（建設計画）」の変更についての意見の取りまとめについて

### 4 その他

### 5 閉会

午前10時 開会

## 会議次第 1 開会

○事務局（滝本支所長補佐） お待たせいたしました。

ただいまから「平成27年度第1回高松市庵治地区地域審議会」を開会いたします。

委員の皆様方には、何かと御多忙中のところ、御出席をいただき、誠にありがとうございます。

本日の出席状況の報告でございますが、上北明美委員、嶋野勝路委員、藤本高茂委員が所用のため、欠席されておりますので、出席委員は11人でございます。

従いまして、本地域審議会協議第7条第4項の規定に基づく定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しておりますことを御報告いたします。

開会に当たりまして、高砂会長から、御挨拶を申し上げます。

○高砂会長 おはようございます。会議の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、何かとお忙しい中、会議に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、市関係職員の皆様方には、庵治地区地域審議会に御出席いただき、深く感謝申し上げます。

さて、合併して10年目を迎えておりますが、建設計画に登載されております数々の事業は大詰めとなってきております。これまで委員の皆様、また、地元の関係者の方々、及び市当局の御尽力により、旧庵治町時代からの懸案でありました高橋の拡幅改修工事や(仮称)竜王山公園の整備工事等、建設計画に基いた、地域におけるまちづくり事業が実施されておりますことは、地元暮らし住民にとりまして、たいへん喜ばしく思っております。

なお、本日の会議内容でございますが、報告事項が2件、協議事項が1件となっております。それぞれ市の担当部署から御説明いただいた後、皆様方に御協議いただきたいと思っております。

各委員の皆様方には、忌憚のない建設的な御意見をいただきまして、今後の庵治町のまちづくりに役立てていただきたいと思っております。以上、簡単ではございますが、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしく願いいたします。

○事務局（滝本支所長補佐） ありがとうございます。

これ以降の進行につきましては、本地域審議会の規定により、高砂会長に会議の議長をお願いいたします。議長、よろしく願いいたします。

○議長（高砂会長） それでは、私の方で議長を務めさせていただきます。円滑な議事の進行に、御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

## **会議次第２ 会議録署名委員の指名**

○議長（高砂会長） 早速ですが、会議次第２の「会議録署名委員の指名」をさせていただきます。

会議録の署名委員は、本地域審議会の名簿順にお願いしております。

本日の会議録署名委員には、高砂正元委員、藤野譲二委員のお二人をお願いいたします。よろしくお願い申し上げます。

## **会議次第３ 議事**

### **（１）報告事項**

#### **ア 建設計画に係る事業の平成２７年度予算化状況について**

#### **イ 建設計画に係る平成２７年度の実施事業に関する意見に対する対応内容等について**

○議長（高砂会長） それでは、会議次第３の議事に入らせていただきます。

まず、（１）報告事項 アの「建設計画に係る事業の平成２７年度予算化状況について」、イの「建設計画に係る平成２７年度の実施事業に関する意見に対する対応内容等について」以上２つの議題につきましては、それぞれに関連がございますので、続けて説明をお願いいたします。

まず、地域政策課から説明をお願いし、その後、順次、担当課から説明をお願いいたします。よろしくお願い申し上げます。

○多田市民政策局次長 議長。

○議長（高砂会長） 地域政策課。

○多田市民政策局次長 地域政策課の多田でございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日、私以降、職員の説明は、座ってさせていただきますので、御了承賜りたいと存じます。

それでは、報告事項アの「建設計画に係る事業の平成27年度予算化状況」について、御説明をさせていただきます。

お手元に、A3横使いの表が2種類あると存じますが、その内、資料1の「建設計画に係る事業の平成27年度予算化状況（地区のみの事業）」をご覧ください。

この資料は、一番左側の欄に「まちづくりの基本目標」として、①「連帯のまちづくり」から⑤「参加のまちづくり」まで、5つの基本目標ごとに、「施策の方向」、「施策項目」、「事業名」、「27年度事業計画の概要」を記載し、「27年度当初予算額」と「26年度当初予算額」を対比させ、その「比較増減額」を記載しております。

時間の関係もございますので、逐一の説明は省略させていただき、主な事業の「27年度当初予算額」を申しあげます。

①連帯のまちづくりでは、「特別保育」として、353万5千円、「放課後児童クラブ、放課後子ども教室の充実」として、751万7千円でございます。

②循環のまちづくりでは、「水道管網の整備」として、6,319万1千円、「庵治浄化センター管理費」として、2,398万3千円、「合併処理浄化槽設置整備事業」として、325万7千円、「パイロット地区整備事業、竜王山公園（仮称）の整備」として、展望台、駐車場広場等整備工事及び便益施設建設工事の、9,961万9千円でございます。

③連携のまちづくりでは、「急傾斜地崩壊防止事業」として、1,060万円でございます。また、「特別支援学級の設置」として、1学級の新設に係る予算を措置しておりますが、その必要性がなくなった旨、担当課から聞いております。

裏面に移りまして、④交流のまちづくりでは、「純愛の聖地庵治・観光交流館の施設整備及び運営」として、571万4千円、「“瀬戸の都・高松”石彫トリエンナーレ2015の開催」として、2,300万円、「漁港の整備」として、江の浜漁港護岸整備と鎌野漁港排水路整備にそれぞれ1,000万円、「石材産業の拠点整備」として、久通港の物揚場工事に1,000万円、少し飛びまして、「ふれあい祭り庵治の開催」として、828万円、「市道等の整備」として、竹居線ほか1路線等の道路改良工事・舗装等の、3,532万円でございます。

以上の予算額を合わせまして、総額で3億3,737万2千円を予算措置しているものでございます。

また、建設計画の進捗状況をまとめた資料を配布させていただいております。A4横使いの一枚ものの資料でございます。これは計画全体の進捗をまとめたもので、平成27年度末の見込みとして、全体の進捗状況は、未定部分を除くと、計94%が実施済、実施中、廃止と一定の結果が出ているものと存じます。

なお、個別事業の進捗については、担当課がすべて出席しておりませんので、御不明な点がございましたら、御要望に応じ、改めて御説明をさせていただきます。

以上で、「建設計画に係る事業の平成27年度予算化状況」の説明を終わります。

続きまして、報告事項イの「建設計画に係る平成27年度の実施事業に関する意見に対する対応内容等について」、御説明をさせていただきます。

御手元のA3横使いの表、資料2の「建設計画に係る平成27年度の実施事業に関する意見に対する対応調書」をお願いいたします。

この対応調書につきましては、昨年7月16日、「建設計画に係る平成27年度の実施事業に関する意見の取りまとめ調書」を提出していただき、その後、11月18日に開催された、26年度第2回地域審議会におきまして、その対応策について説明させていただいたところでございます。

その後の進捗等につきまして、各所管課に確認いたしましたところ、対応内容について、変更等が無い項目もございますが、今回、改めて御説明をさせていただくものでございます。

それでは、資料に従いまして、各担当課から御説明をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

○高嶋都市整備局次長 議長。

○議長（高砂会長） 公園緑地課。

○高嶋都市整備局次長 公園緑地課でございます。

項目番号1番の「竜王山公園（仮称）完成後の進入道路整備等」について御説明をさせていただきます。

竜王山公園（仮称）への進入道路につきましては、完成後の円滑な通行を確保するため、公園進入路付近の最も幅員の狭い、市道竜王線及び宮東篠尾線との交差点について、拡幅工事を行い、最小幅員として、5mを確保しているところでございます。

○宮脇道路管理課長 議長。

○議長（高砂会長） 道路管理課。



○宮脇道路管理課長 道路管理課でございます。

竜王山公園完成後の、進入道路整備等、通行の支障となる樹木への対応についてでございます。市道に隣接する民有地から市道上へ張り出した樹木の枝については、「財産権を侵すべからず」との法令順守の観点からも、道路管理者の一存で伐採することは認められておりません。登記簿及び近隣の管理者、聞き取り調査等により、樹木の権利者を確定した上で、伐採をお願いしているところでございます。

なお、交通に危険を及ぼす恐れがある状態であるにもかかわらず、地権者において、伐採対応ができない場合には、地権者の御了解をいただいて、道路管理者が道路区域内に限り、緊急的に伐採をいたしております。

また、地権者の所在が確認できない場合には、道路管理者の判断で、必要最小限の範囲を伐採することといたしております。

もう一点、竜王山公園（仮称）への進入道路の市道部分ではございますが、市道宮東篠尾線、市道竜王線の沿線において樹木の枝等の張出部分が通行の支障となる場合には、地権者に対して枝等の剪定をお願いするとともに、公園施設完成後の通行量をみながら、危険個所における標識・カーブミラー等の交通安全施設の増設を考えてまいりたいと存じます。以上でございます。

○議長（高砂会長） 続きまして項目番号2「庵治石の産業振興」の産業振興課、よろしくをお願いします。

○佐々木産業振興課長 産業振興課でございます。

項目番号2「庵治石の産業振興」についてでございます。

本市では、昨年3月に特色ある伝統文化に光を当て、積極的に伝統的ものづくりの振興をしていくため、基本理念や基本的施策等を定めた「高松市伝統的ものづくり振興条例」を制定いたしました。以前より、継続しておりますストーンフェアへの展示会補助や団体補助に加えまして、親子体験教室や学校巡回事業等の普及啓発や人材育成県外派遣事業等の人づくりの推進、また、販路開拓等のため、伝統的ものづくりを地域の産業として推進していく具体的な事業を実施しているところでございます。以上でございます。

○議長（高砂会長） 続きまして項目番号3「防災対策」の危機管理課、よろしくをお願いします。

○西吉危機管理課長補佐 危機管理課でございます。

項目番号3「防災対策」についてでございます。

本市の防災対策の整備につきましては、所管する事業課による種々のハード整備に加え、市民へのいち早い情報伝達を目的に、デジタル式の防災行政無線の整備や防災ラジオの周知、また、新たな被害想定に基づき備蓄計画を修正したほか、県外からの受援を想定した全国の自治体や災害時に協力が期待される企業との災害支援協定の締結、平成30年度供用開始予定で常設の災害対策本部機能をもつ危機管理センター(仮称)等の整備作業を進めております。

さらに、地域でもコミュニティの継続を念頭に、防災対策を議論していただくために、地域コミュニティ継続計画の策定支援や、地元中小企業の継続計画についてもモデル版を作成し、策定支援を行っております。

また、庵治地区につきましては、平成27年度には、防災行政無線をデジタル式に切り替え、大島を含めた情報伝達の向上に努めてまいりたいと存じております。

今後とも、長期計画で、具体的な避難行動や長期の避難生活等について、対策を検討してまいります。このため、地元の皆さんの避難所運営や物資搬送、救助救出活動等への積極的な参加が不可欠と考えておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

また、地域行政組織再編に伴い、塩江・庵治・香南各支所においては、地区センター(仮称)への移行後も、当分の間、現在の支所機能と同等の窓口サービスの提供とともに、必要となる職員体制を確保することとしており、併せて災害時の体制についても移行後における別途体制の構築を検討してまいりたいと存じます。以上でございます。

○議長(高砂会長) 続きます。項目番号4「子育て支援サービスの充実」の子育て支援課、よろしくお願いいたします。

○多田子育て支援課長 子育て支援課の多田でございます。よろしくお願いいたします。

項目番号4「子育て支援サービスの充実」についてでございます。

現在、高松市内におきましては、病児対応型といたしまして、医療機関が開設しております施設4カ所(伏石町のとびうめ医院、寺井町の西岡医院、屋島西町の小林内科小児科医院、栗林町のへいわこどもクリニック)に委託するとともに、病後児対応型といたしまして、牟礼町原に直営施設を1カ所、運営しているところでございます。

平成26年度末までを計画期間といたしまして、「高松市こども未来計画(後期計画)」におきましては、1カ所の追加開設を目指しておりましたが、施設整備や看護師・保育士の確保等の課題から、達成できていない状況でございます。この未来計画の後継計画とな

ります、本年度からの「高松すくすく子育てプラン」におきましても、引き続き31年度までに1カ所の追加開設を目指していくこととしております。

今後におきましても、既存施設との位置関係を考慮しながら、新規委託先の選定について、高松市医師会等と引き続き、調整協議してまいりたいと存じます。以上でございます。

○議長（高砂会長） 続きまして項目番号5「地域コミュニティの支援」の地域政策課、よろしく申し上げます。

○多田市民政策局次長 地域政策課でございます。

項目番号5「地域コミュニティの支援」につきまして、対応内容をお答えいたします。

「高松市自治と協働の基本指針」におきまして、今後の取組の方向性として、人材育成、組織運営の充実・強化、団体同士の連携の3つの項目を掲げております。

中でも、それぞれの地域コミュニティ協議会において、持続可能なまちづくり活動を推進する上で、地域の中心的な役割を担うリーダーの発掘や育成は、最も重要な課題であると存じております。

地域におきましては、防災や防犯の視点から、子ども会や学校等と連携した活動を実施することにより、自治会未加入の保護者等を加入につなげる等、リーダー的な存在となる人材を育てることを、常に意識して取り組んでいただくとともに、我々行政におきましても、地域コミュニティ協議会に対し、時宜を得た人材養成研修を開催する等、引き続き、人材育成を支援してまいりたいと存じております。

また、事務局体制の強化を含め、組織強化につきましても、円滑な運営ができるよう支援してまいりたいと存じております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（高砂会長） 続きまして項目番号6「林道の適切な管理」の農林水産課、よろしく申し上げます。

○上原農林水産課主幹 農林水産課の上原でございます。

項目番号6「林道の適切な管理」についてでございます。

庵治町の林道につきましては、松尾線と庵治北笹尾線の2路線があり、毎年路肩の草刈等を行って維持管理しているところでございます。平成27年度においても、この草刈の実施に合わせ、側溝に堆積している土砂等の撤去工事を予定しているところでございます。

また、側溝等の老朽化に伴う修繕工事も適宜行って、林道の維持管理に努めているところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（高砂会長）　続きますして項目番号7「空き家対策」のくらし安全安心課、よろしくをお願いします。

○山下くらし安全安心課長　くらし安全安心課の山下でございます。

項目番号7「空き家対策」でございます。

空き家対策につきましては、昨年11月、議員立法によりまして「空き家等対策の推進に関する特別措置法」が公布され、去る5月26日をもって完全施行されたところでございます。

この法律には、空き家の所有者の責務として空き家を適切に管理するよう努めることが規定されておりまして、適切な管理が行えていないと認定されました空き家の所有者には、助言・指導を行い、それでも改善されない場合は勧告・命令を行うこととなっております。

本市といたしましても、空き家対策を総合的に推進するため、4月からくらし安全安心課を新設し、市民への対応に当たっております。

また、条例の制定につきましては、9月を予定しておりますが、法律の内容が空き家等の適切な管理について、相当詳細に規定されておりますことから、法律を遵守しつつ、本市独自の方策等について、規定をしまいたいと考えております。よろしくお願いたします。

○多田市民政策局次長　議長。

○議長（高砂会長）　地域政策課。

○多田市民政策局次長　以上が報告事項イの説明でございます。どうぞよろしくお願申しあげます。

○議長（高砂会長）　ありがとうございました。

ただいま説明のありました、報告事項の2つの議題について、御質問等がございましたら御発言をお願いします。なお、質問は議題ごとにお願いたします。

最初に、アの「建設計画に係る事業の平成27年度予算化状況について」、御質問等をお願いたします。

○松浦副会長　議長。

○議長（高砂会長）　松浦副会長。

○松浦副会長　松浦です。

項目2番の循環のまちづくりについてです。海岸、河川の改良事業の予算額が半減されておりますが、緊急工事等が発生した場合の対応ができますか。半減する必要はないのではないですか。御答弁をお願いします。

○里石河港課長 議長。

○議長（高砂会長） 河港課。

○里石河港課長 河港課の里石でございます。

海岸、河川改良の予算の半減化についてでございますが、今年度は、統一地方選挙がございます、当初予算につきましては、必要最小限度の予算として、予算措置をしております。今後は、6月議会において増額補正を行いまして、例年通りの予算で対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（高砂会長） よろしいですか。

○松浦副会長 ありがとうございます。

それから、関連がありますが、市道についても整備費が減額されておりますが、これにつきましてはどうでしょうか。

○中川道路整備課長 議長。

○議長（高砂会長） 道路整備課。

○中川道路整備課長 道路整備課の中川でございます。よろしくお願いたします。

市道等の整備に関する当初予算額は、26年度に対しまして、500万円弱減少しているように見えるかと思いますが、これにつきましては、北山2号線の整備が昨年度完了いたしましたことから、事業の進捗に伴って、所用の経費が減少したためでございます。

なお、不測の緊急対応を想定するような枠を取っての予算編成はできませんので、このような状態となっているわけでございます。年度途中で緊急対応の必要が生じた場合には、適切な補正予算を措置する等対応していく予定でございます。

○松浦副会長 ありがとうございます。

○議長（高砂会長） よろしいですか。

○松浦副会長 はい。

○議長（高砂会長） 他にこの件につきまして御質問等ございませんか。

無いようですが、②循環のまちづくり、公園・緑地・遊歩道の整備の項目で、石材関係の藤本高茂委員から、質問をいただいておりますが、所用のため欠席されておりますので、私の方から質問させていただきます。

竜王山公園の整備に関する件ですが、27年度当初予算の中で9千万円余り予算計上されております。公園の整備計画の中で、記念広場の中に記念モニュメントを設置するという計画を伺っておりますが、このモニュメントについては今回計上されている予算の中で措置をされているのでしょうか。

○高嶋都市整備局次長 議長。

○議長（高砂会長） 公園緑地課。

○高嶋都市整備局次長 公園緑地課でございます。

ただ今、御質問のありましたモニュメント制作・設置工事費用につきましては、平成27年度当初予算額の中には含まれておりません。現整備計画では、公園内の合併記念広場に石を使った記念碑を、設置する予定としております。

また、御要望の合併記念広場のモニュメントにつきましては、本地域審議会や、竜王山公園（仮称）整備連絡協議会等の意見も踏まえながら、今後の工事の状況を見極めまして現予算の中で、検討してまいりたいと存じます。

次に、報告事項ですが、懸案事項でございました竜王山公園（仮称）の展望台のデザインにつきましては、瀬戸内国際芸術祭をプロデュースしております、アートフロントギャラリーの仲介によりまして、アート作品とする方向で、事務を進めているところでございます。よろしくお願いたします。

○議長（高砂会長） わかりました。予算の中で対応していく方向であるということのようでございますので、その方向でよろしく御検討していただきたいと思っております。

○高嶋都市整備局次長 今後の工事の状況を見極めてということでもよろしくお願いたします。

○議長（高砂会長） わかりました。他にこの件に関してございせんか。

御発言が無いようですので、次に、伊の「建設計画に係る平成27年度の実施事業に関する意見に対する対応内容等について」、御質問等をお願いいたします。

なお、質疑につきましては、先ほど説明を受けました項目ごとに、順次お願いたします。

それでは、項目番号1の「竜王山公園（仮称）完成後の進入道路整備等」につきまして、御質問等がございましたら御発言をお願いいたします。

○打越委員 議長。

○議長（高砂会長） 打越委員。

○打越委員 打越です。よろしくお願ひいたします。

先ほど御説明いただいた竜王山公園（仮称）完成後の進入道路整備等について、進入道路等の枝等の伐採について、地権者若しくはそれがかなわない場合は市の方でというお話でしたが、仮に地権者に対して障害となる枝等を伐採をする場合、地権者の方から伐採に関する費用が求められた場合にはどのように対応されるのでしょうか。

○宮脇道路管理課長 議長。

○議長（高砂会長） 道路管理課。

○宮脇道路管理課長 道路管理課でございます。

地権者から道路上に張り出した木の伐採費用を請求された場合ということでございますが、一義的に所有者が伐採するというところでございますので、所有者の責において措置していただく。市が支払することはございません。

○打越委員 ありがとうございます。ただ、それがうまく進まない場合、市の方でやらなければならないという場合、市の方で費用を負担するということになるのでしょうか。

○宮脇道路管理課長 議長。

○議長（高砂会長） 道路管理課。

○宮脇道路管理課長 大概の場合は職員の方で、伐採に出かけておりまして、業者への支払費用が発生しないように、そういう方策をとっております。以上でございます。

○打越委員 ありがとうございます。以上です。

○議長（高砂会長） 他にこの件に関してございませんか。

御発言が無いようでございますので、続いて、項目番号2の「庵治石の産業振興」につきまして、御質問等がございましたら御発言をお願いします。

○議長（高砂会長） ございませんか。

御発言が無いようでございますので、続いて、項目番号3の「防災対策」につきまして、御質問等がございましたら御発言をお願いします。

○議長（高砂会長） ございませんか。

御発言が無いようでございますので、続いて、項目番号4の「子育て支援サービスの充実」につきまして、御質問等がございましたら御発言をお願いします。

○議長（高砂会長） ございませんか。

御発言が無いようでございますので、続いて、項目番号5の「地域コミュニティの支援」につきまして、御質問等がございましたら御発言をお願いします。

○松浦副会長 議長。

○議長（高砂会長） 松浦副会長。

○松浦副会長 松浦です。

地域コミュニティの支援についてということで、質問いたしたいと思います。事務局体制組織強化について、円滑な運営ができるよう支援すると対応方針に示されておりますが、人員が少なく、また仕事量も、最近非常に多くなったと言われております。市からの依頼も多く、運営が困難な状況であると聞いておりますが、本庁とコミュニティセンターとの関係は対等であり、相互に助け合わねば円滑な運営ができないのではないかと思います。この点についてはどうお考えでしょうか。

○為定地域政策課長補佐 議長。

○議長（高砂会長） 地域政策課。

○為定地域政策課長補佐 地域政策課の為定でございます。

事務局体制の強化についてでございますが、地域コミュニティ活動の活性化に伴いまして、事務局事務が増加しておりますことから、各地域コミュニティ協議会における事務局体制強化への支援策といたしまして、平成24年度から平成27年度までの時限的な措置といたしまして、地域コミュニティ協議会事務局体制強化支援補助金を創設し、事務局に係る人件費（市に準じまして、週30時間勤務の非常勤嘱託職員報酬の相当額）を助成いたしているところでございます。こうした中、地域におきましては、市からの依頼も多く、業務量が増加している現状から、今月2日に開催されました高松市コミュニティ協議会連合会及び連合自治会連絡協議会の総会におきまして、事務局員の勤務時間の延長等を含む、補助金継続の御要望をいただいております。

本市といたしましては、御要望の趣旨を踏まえまして、28年度以降の補助金の継続についても検討してまいりたいと思います。いずれにしましても、今後とも地域が抱える課題の解決に向けまして、市民主体のまちづくりが推進できますよう、市民と市がそれぞれの役割分担を図りながら、場合によっては、連携協力して実施してまいりたいと存じますので、よろしく願いいたします。

○松浦副会長 ありがとうございました。私の勘違いかもわかりませんが、市の職員の中に、コミュニティセンターに丸投げしたら私の仕事は終わったというような考え方をしている人がいるような感じがしますが、そのあたりはどうでしょうか。何でもコミュニティセンターに言えば、解決できると思っている人がいるのではないかと思います。



○為定地域政策課長補佐 コミュニティセンター自体は、いろいろ行政の窓口的なものも担っていただいておりますが、内容によっては行政の方に振っていただく内容もございます。それにつきましては、あくまで相談窓口の役割でございますので、担当課なり、関係する課に、話を繋いでいただく役割をしていただければよろしいかと思います。

○松浦副会長 そうではなく、市からコミュニティの方へ話があり、そのままやってくれという話があるということである。

○為定地域政策課長補佐 業務の内容によりましては、行政でできる範囲と地域の方が詳しい場合もあります。丸投げではなく、地域の方にお問い合わせできる部分については、しっかり説明して、協力いただくといった連携を図っていきますが、過大な負担がかからないように工夫してまいりたいと思いますので、御理解いただきたいと存じます。

○松浦副会長 はい。よろしく願いいたします。

○多田市民政策局次長 議長。

○議長（高砂会長） 多田市民政策局次長。

○多田市民政策局次長 ただいま御指摘のございました、コミュニティセンターから行政からの仕事が増えているということは聞いております。多くの課から様々な業務をお願いしていると思います。私ども地域政策課で、どの課がどのような業務をコミュニティに対してお願いしているのかきちんと集約した上で、地域が混乱しないような整理は今後心がけていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○松浦副会長 はい。わかりました。

○議長（高砂会長） 他にこの件に関してございませんか。

御発言が無いようでございますので、次に、項目番号6の「林道の適切な管理」につきまして、御質問等がございましたら御発言をお願いします。

○笹尾委員 議長。

○議長（高砂会長） 笹尾委員。

○笹尾委員 笹尾です。

林道庵治北笹尾線を含め、側溝に土砂等が堆積しており、先日の大雨の際にも、道路に雨水が流れ出しており、地域の人にどこへ言えばいいのかと聞かれました。堆積物等の撤去はいつ頃できるのでしょうか。年間の予算であることはわかりますが、梅雨や台風前の時期に実施してもらわないと台風等のシーズンが終わってからではいけないと思います。

6月から9月の間に終わらせてもらわないと、意味がありません。肝心な時にはいっぱい溜まっています。よろしくお願いいたします。

○上原農林水産課主幹 議長。

○議長（高砂会長） 農林水産課。

○上原農林水産課主幹 農林水産課でございます。御指摘のありました個所を含め、土砂等除去の予算要望をし、年間500万円から1,000万円は要望しておりましたが、300万円しか予算がついておらず、塩江等様々な地区で草刈りと合わせて土砂等の除去を実施しているところでございます。御指摘のとおり、台風時期や災害が発生する前に実施したいのですが、事務の関係もありまして、お盆前後の発注となる予定でございます。よろしくお願いいたします。

○笹尾委員 以前来ていただいたときは12月頃で、あまり水が出ない時期で、何にもなっていません。予算等の事情があるのもわかりますが、できるだけ早く発注していただいて、肝心な時に除去した状態にしてもらわないと、予算を消化し、業者だけが恩恵を受けるのでは、住民にしたら何の恩恵もありません。その点よろしくお願いいたします。

○上原農林水産課主幹 わかりました。

○議長（高砂会長） 他にこの件につきまして、ございませんか。

○増田委員 議長。

○議長（高砂会長） 増田委員。

○増田委員 増田です。

関係ないかもしれませんが、今、道路に草がたくさん生えておりまして、草を除去する時期というのは決まっているのでしょうか。

○宮脇道路管理課長 議長。

○議長（高砂会長） 道路管理課。

○宮脇道路管理課長 道路管理課です。

草を刈る時期ですが、現在、庵治地区と牟礼地区と一緒にエリア発注しております。業者の都合もあり、順次刈っていくようになりますが、目立つようであれば、御一報いただければ、道路管理課職員で対応可能です。見えないときとか危ない時もございますので。

○増田委員 丸山峠のあたりもすごくたくさん生えています。いつになるのかと思って見ているんですけども。

○宮脇道路管理課長 今日の帰りに見て、対応させていただきます。

○増田委員 よろしくお願ひいたします。

○上原農林水産課主幹 議長。

○議長（高砂会長） 農林水産課。

○上原農林水産課主幹 先ほどから御説明の件で関連ですが、今年度から県も含めて道路、あるいは公の施設のまわりの竹林が折れたりして、通行の妨げになる場合、本来であれば所有者が伐採等しなければならないのですが、道路から10m以内に限り、竹を伐採するという制度が始まりました。その費用については、県が85～90%、残りを市が負担し、実質的に個人負担が無いようにしていくもので、竹につきましては、そういう場所がございましたら、御一報いただき、地権者の方と協議した上で進めてまいりたいと思います。

ただ、県も予算に限りがございますので、すべてできるということではございませんが、こういう制度ができておりますので、御利用いただけたらと思います。以上です。

○議長（高砂会長） よろしいでしょうか。

○増田委員 関係ないかもしれませんが、建物の管理ということで、旧庵治保育所の園庭がすごい草の量であるが、そういうものは地元がするのでしょうか。それとも、市の施設なので、市が定期的に建物の管理はしていただけるのでしょうか。

○議長（高砂会長） 担当課の方はいらっしゃいますか。

○城下市民政策局長 議長。

○議長（高砂会長） 市民政策局長。

○城下市民政策局長 市民政策局長の城下です。個々具体の事例についてはお答えしかねるのですが、先程来、所有者の管理で維持管理しなければならないという話がでていますが、公共が所有しているものについての管理責任は、当然役所側にあります。

基本的な考え方というのは、所有者に絶対的な責任がありまして、その上で管理を委ねている人がいる場合は、一次的にはその管理者ということになります。今、話のありました件につきましては、市の所管物であろうと思われまして、担当課の方に話の主旨を伝えたいと思います。何分、予算の関係もございますので、地元の方が御心配いただいている、いいタイミングでやれるかどうかというのはあるとは思いますが、ただ同じお金を使うのであれば、事務の問題もあるでしょうが、必要で、いいタイミングでやるという方がいいと思います。そういった点につきましては、担当課の方も承知していると思いますので、極力同じお金を使うのであれば、活かした使い方をするという方向で努めてまいりたいと思います。

○議長（高砂会長） よろしいですか。

○議長（高砂会長） 他にこの件につきまして、ございませんか。

御発言が無いようでございますので、次に、項目番号7の「空き家対策」につきまして、御質問等がございましたら御発言をお願いします。

○議長（高砂会長） 御発言が無いようでございますが、ございませんか。

他に御発言が無いようですので、私から一点、お聞きしたいのですが、先程御説明いただいたように、この件について、昨年11月、議員立法で空き家等対策の推進に関する特別措置法が成立いたしました。今年5月から完全施行となった。それを受けて、市としても9月議会で条例化を考えているとのこと。先日の新聞報道でもございましたが、推計で、香川県には8万戸、17%の空き家があるとのことですが、高松市では昨年外部委託して調査を行い、高松市全体で約5,800余、その内庵治町内で176～7件があり、それらは市内でも最も老朽化が著しく、危険度が高いという結果になっていると聞いております。今後、9月議会に向けて条例化を図っていく中で、先ほどの説明にもありましたように、高松市独自のやり方を考えていきたいということでもありますけれども、具体的には、まだ煮詰まっていないような状況なのでしょうか。

○山下くらし安全安心課長 議長。

○議長（高砂会長） くらし安全安心課。

○山下くらし安全安心課長 くらし安全安心課でございます。

先ほど御指摘がありましたように、庵治地区には176件の空き家があり、市内でも非常に危険度の高い空き家が多い状況でございます。先ほども御説明いたしましたように、法ができて、かなり詳細なところまで、規定をしております。例えば、危険な空き家があれば、基本的には、まず第一義的には所有者が適切な管理をするというのが原則でございますので、管理者に対して、指導・助言から始まり、勧告・命令を行う。それでも是正されない場合には、最終的には市が代執行するという法の規定になっております。

このように、かなり細かいところまで法は規定しておりますので、空き家対策につきましては基本的に法に基づいて行えば、ある程度のことは達成できるわけですが、特に危険な空き家に関しては、今にも倒壊の恐れがあるとか、非常に危険な状態が窮迫・切迫している空き家もあろうかと思っております。こういった空き家につきましては、一部法に規定がございませんので、そういったところを市として、何らかの形で緊急避難的に措置ができるようなことも含めて、考えていきたいと思っております。

○議長（高砂会長） 他の自治体でも空き家に対して条例化されているところがある聞いておりますが、また、効果的な方策がなかなか見つからないとも聞いております。この議員立法の空き家措置法でもってしても、代執行以外の部分についてもまだ煮詰まっていないと聞いているのですが、撤去すれば費用面であるとか、税金面が跳ね上がるといったことも含めて、効果的な対策を喫緊に進めていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○山下くらし安全安心課長 空き家対策につきましては、法ができる前から先行の自治体につきましては条例を設置し、代執行ができるような規定を設けて行っておりますが、新聞報道等にもありますように、基本的に所有者の財産権に手を付けるような話になってきますので、なかなか思うようには対策は進みません。代執行まで行ったケースについても、掛かった費用の回収ができない等、財政負担の問題等も含めて、様々な空き家対策問題がございます。基本的には法に基づいて実施していくわけですがけれども、先程から御指摘のございます効果的な空き家対策については、その条例に基づいて、対策計画を定める予定にしておりますので、その中で、市の対策を明らかにしてまいりたいと存じております。

○議長（高砂会長） わかりました。この件につきまして、他にございませんか。

○城下市民政策局長 議長。

○議長（高砂会長） 市民政策局長。

○城下市民政策局長 市民政策局長の城下です。

空き家の話が出ましたので、少し申し上げたいと思っております。半分お願いということになるのですが、空き家の問題というのは、核家族化であるとか、都会に若者が出て行って後を見るものが少なくなっていることや、さらには人口減少ということで、全国的な課題となっています。ようやく国の方が腰を上げて法律を作りました。しかしながら、法律ができたからすべてが解決できるかといえばそういうわけではなく、今回の法律は何を定めたかと言いますと、会長からも話がありましたが、代執行という行政の仕組みの中の強制的にやれる仕組みを置いてくれたということでもあります。つまり非常に倒壊の危険性があって、放置すれば通行者が、けが等しかねないといった、本当に困った状態の時に法律に基づく協議会等での認定をもらった上で、代執行ができるということでもあります。しかし、それは非常に限定的な話であり、実際のところ、なかなか簡単にできるものではありません。そういう仕組みが謳われましたが、代執行という枠組みで対処できるものを除去したとして、空き家の問題がどれほど解決できたかと言え、量から言えば、ほんの一握りである

と思います。本来の在り方というのは何かと言いますと、空き家の状態というものを有効活用していくということが大事なわけで、都会からの移住をしてもらうというようなことで、空き家を使ってもらおうというようなことが、むしろ望ましい状態なので、空き家の問題を解決するというのは、ただ空き家を壊すというだけではなく、空き家を活用していくというようなことも考えなければいけないと思っております。空き家を除くということについては一応法律ができましたので、市といたしましては、一つは活用していくということにも力を入れたいと考えております。

さらに法律が規定していない部分は何かと言いますと、議会でも議論がありましたが、例えば、空き家にスズメバチの巣ができ、ハチが湧いているというような状態の時に、子どもが刺されたら困るというような問題があります。そういった場合に、どういう対処ができるかということになりますと、法律論になりますが、本当に住民の生命に切迫した危険がある場合は、できる者が対処をすることが、ぎりぎり許されるという考え方があります。そういう考え方に基づいて、条例の中で緊急・切迫した事態が発生した時には、条例を根拠に、最低限の対処ができるというような内容を織り込もうと考えております。

住民の皆さんへのお願いというのは、そういった情報を市役所の方に寄せていただきたいのです。一方では、みなさんそれぞれが住宅等をお持ちであろうかと思えますし、私自身も空き家を2件所有しており、どうしようかと思っておりますが、まずは、空き家の状態にならないように所有者が頑張らなければいけないということと、何とか維持管理をしていかななくてはならないということでもあります。多くの空き家というのは維持管理を放棄されているという状況でございます。市の取り組みの中では所有者において維持管理をしなければならないという啓発なり、方法論のようなものなり、そういったことを対策計画の中に盛り込んで、行政がどこまでするかということもありますが、一方で所有者なり管理者自身も考え方を少し広げていただいて、社会に迷惑をかけないという方向にもっていかなければいけないのではないかと考えております。そういったことを対策計画の中に盛り込んでいこうと考えております。

○議長（高砂会長） ありがとうございます。確かに局長がおっしゃるように、壊す一辺倒でなく、有効活用できれば一番いいんですけども、都会からのUターン、Iターン、Jターン等でそのようなニーズがあるということも仕事柄聞いているのですが、そういった方々は、例えば海が見えて、小さな畑があって等、非常にハードルが高い内容があり、

なかなかマッチングが難しい部分があり、今後そういった部分も含めて考えていかなければいけないのかなと思います。以上です。

○議長（高砂会長） この件につきまして、他にございませんか。

○森岡委員 議長。

○議長（高砂会長） 森岡委員。

○森岡委員 森岡です。

合併後、今年で10年目を迎えておりますが、合併時に取り交わされた庵治地区の建設計画の執行状況について、平成27年度末時点での見込みは、概ねどの位か質問事項として挙げておりましたが、先ほど概ね94%と説明いただきましたので、未執行の建設計画をできるだけ早く執行していただきたいと思います。以上です。

○議長（高砂会長） わかりました。答弁は要りますか。

○森岡委員 結構です。

○議長（高砂会長） 他に、ございませんか。

他に御発言が無いようですので、（1）報告事項のアの「建設計画に係る事業の平成27年度予算化状況について」、イの「建設計画に係る平成27年度の実施事業に関する意見に対する対応内容等について」は、以上で終わります。

## （2）協議事項

### ア 建設計画の計画期間を延長するための「高松市と庵治町の合併によるまちづくりプラン（建設計画）」の変更についての意見の取りまとめについて

○議長（高砂会長） 続きまして、会議次第3の（2）協議事項に移ります。

（2）協議事項アの「建設計画の計画期間を延長するための「高松市と庵治町の合併によるまちづくりプラン（建設計画）」の変更についての意見の取りまとめ」につきまして、地域政策課から説明をお願いいたします。

○多田市民政策局次長 議長。

○議長（高砂会長） 地域政策課。

○多田市民政策局次長 地域政策課でございます。

それでは、協議事項の「建設計画の計画期間を延長するための「高松市と庵治町の合併によるまちづくりプラン（建設計画）」の変更についての意見の取りまとめについて」、御説明をさせていただきます。

資料は、お手元の資料 3 でございます。

資料の趣旨に記載しておりますように、「高松市と庵治町の合併によるまちづくりプラン（建設計画）」の一部について、別紙のとおり変更したいので、合併特例法の規定に基づき、地域審議会の意見の取りまとめをお願いするものでございます。

変更点でございますが、資料 3 の次に添付しております「高松市と庵治町の合併によるまちづくりプラン（建設計画）」変更（案）を御覧ください。右側に下線を引いている部分が変更箇所でございます。

計画の期間でございますが、平成 3 2 年度までとします。

次に、財政計画でございますが、基本的な考え方として、この財政計画は、合併年度及びこれに続く 1 5 年度（平成 1 7 年度から平成 3 2 年度）について普通会計ベースで推計しています。作成に当たっては平成 1 7 年度から平成 2 5 年度までの数値をそれぞれ決算額で、平成 2 6 年度については平成 2 6 年度 3 月補正後の予算額で見込み、平成 2 7 年度から平成 3 2 年度までの数値は、歳入・歳出の項目ごとに現行制度を基本として過去の実績等を勘案しています。

歳入・歳出の考え方としては、歳入の①地方税・地方譲与税交付金では、過去の実績、現時点で明らかな制度改正等を踏まえる中で現行制度を基本として推計しています。

②の地方交付税等では、臨時財政対策債を含む現行の普通交付税制度に基づくほか、普通交付税算定の特例措置（合併算定替）、合併特例債の元利償還金に係る交付税措置等を見込んで推計しています。

裏面にまいります、③の国庫支出金・県支出金では現行の制度を基本として、過去の実績等を勘案して推計しています。

④の地方債、⑤のその他（分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、諸収入等）は変更ございません。

歳出の①人件費では、第 4 次職員数の適正化計画（改定）及び退職予定者数等を見込んで推計しています。

②の扶助費は変更ございません。

③の公債費でございますが、平成 2 5 年度までの借入に係る地方債の元利償還金に加え、建設計画の事業実施に伴う合併特例債等、計画の期間中に発行する地方債の元利償還金を加算して推計しています。

④の物件費・補助費等では、過去の実績等を踏まえて推計しております。



⑤の投資的経費（普通建設事業費）、⑥のその他経費（維持管理費、積立金、投資・出資・貸付金、繰出金）については変更等はございません。

下段で、財政計画につきましては、17年度から32年度の財政計画の推計表に変更しております。

また、歳入・歳出は、次のページの別紙1に変更前、その次のページに別紙2として変更後を記載しております。

以上が、「計画期間を延長するための「高松市と庵治町の合併によるまちづくりプラン（建設計画）」の変更についての意見の取りまとめについて」の説明であります。

なお、法律に基づく変更手続きでございますので、本日、皆様方に変更案を御了承いただきましたら、異議なしの書面を市長宛てに提出いただき、県との協議、9月議会での議決を経て建設計画の変更となりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（高砂会長） ありがとうございます。

ただいま説明のありました、「建設計画の計画期間を延長するための「高松市と庵治町の合併によるまちづくりプラン（建設計画）」の変更についての意見の取りまとめ」につきまして、御質問等がございましたら御発言をお願いします。

○議長（高砂会長） 他に御発言が無いようですので、私の方から一点お聞きしたいのですが、変更内容云々ではなく、変更前の財政計画では合併後17年度から27年度の計画であったわけですが、例えば平成25年度の歳入歳出は1,080億8,900万円であったわけですが、変更後の計画では17年度から32年度の計画で、先程の説明では、平成25年度までは決算額に基づいて数値が計上されているとのことですが、同年の数値を見ると歳入が1,564億3,800万円、歳出が1,496億400万円と1.5倍位の差異があるのですが、このことについて御説明いただきたいのですが。

○石原財政課長 議長。

○議長（高砂会長） 財政課。

○石原財政課長 財政課でございます。

当初の計画では、ベースになっているのが、高松市と庵治町での1対1の財政規模で推計しておりましたが、今回の計画では1市6町、新高松市としての推計を出しているのです、当然財政規模が変わってくるわけでございます。

○議長（高砂会長） ということは、当初の財政計画は、合併町ごとに内容が違うということですか。

○石原財政課長 おっしゃる通りでございます。

○議長（高砂会長） わかりました。他にございませんか。

特に無いようですので、この件につきまして、改めてお諮りいたしたいと思います。

ただいま説明のありました、「建設計画の計画期間を延長するための「高松市と庵治町の合併によるまちづくりプラン（建設計画）」の変更」については、本日提案された内容のとおり変更することで、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり。）

ありがとうございます。

それでは、「建設計画の計画期間を延長するための「高松市と庵治町の合併によるまちづくりプラン（建設計画）」の変更」につきましては、委員皆様方に変更案を御了承いただいたということで、異議なしの文面で市長へ提出させていただきます。よろしく願い申しあげます。

ただいま、建設計画の変更を御了承いただきましたので、引き続き地域政策課から地域審議会の今後の運営等について、説明があります。

○多田市民政策局次長 議長。

○議長（高砂会長） 地域政策課。

○多田市民政策局次長 地域政策課でございます。

引き続きまして、地域審議会の設置並びに、その組織及び運営の見直しについて、御説明をさせていただきます。お手元のA4横使いの資料をご覧ください。

見直しの内容でございますが、建設計画の期間延長に伴い、地域審議会の設置期間を5年間延長するとともに、定例会の開催回数を毎年度2回から毎年度1回に見直すものでございます。

地域審議会の設置期間につきましては、建設計画の期間延長後におきましても、引き続き意見を述べる機会を確保されたい旨の要望があることや、建設計画等の登載事業について、進捗状況をチェックしていただき、合併町のまちづくりを着実に推進する必要があるとの考えから、延長としたものでございます。

また、定例会の開催回数につきましては、多くの事業が終了し、審議案件が少なくなることや、適宜、臨時会あるいは勉強会の開催が可能でありますことから、毎年度1回に見直した次第でございます。

なお、委員定数につきましては、先の勉強会における委員の皆様からの様々なご意見を踏まえ、現状維持の15人以内で変更なしといたしております。

ただいま説明いたしました変更内容については、地区毎に定められている「地域審議会の設置並びにその組織及び運営に関する協議」を、変更する条例を定める必要がございますので、建設計画の変更に合わせて9月議会での議決をいただけるよう準備を進めてまいります。

以上が説明でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（高砂会長） ありがとうございます。

ただいま、御説明をいただきました、地域審議会の今後の運営等につきまして、御質問等がございましたら、御発言をお願いします。

特に無いようですので、改めてお諮りいたします。ただいま地域政策課から説明がありました地域審議会の今後の運営等について、異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり。）

特に無いようですので、地域審議会の運営方法について、御異議なしということで、取りまとめをさせていただきます。

以上で、会議次第3 議事（1）報告事項及び（2）協議事項は、終了いたします。

#### **会議次第4 その他**

○議長（高砂会長） 次に、会議次第4の「その他」に入ります。委員の皆さんで地域審議会として何か諮りたいことがございましたら、どうぞ御発言をお願いいたします。

○打越委員 議長。

○議長（高砂会長） 打越委員。

○打越委員 打越です。

あんしん通報サービス事業についてお尋ねします。あんしん通報サービス事業の申請にあたり、申請書提出までの具体的内容の周知方法はどうなっているのか。あわせて、高齢者の方が安心して暮らせるという一つの施策として、こういう事業があるが、高齢者が申請する場合、どこに申請したらいいのかということについて、社会福祉協議会、福祉委員、民生委員等と連携ができているのかお聞きしたい。

○太田長寿福祉課長補佐 議長。

○議長（高砂会長） 長寿福祉課。

○太田長寿福祉課長補佐 長寿福祉課の太田です。よろしくお願いいたします。

あんしん通報サービス事業は、昨年度まで一人暮らし高齢者等の緊急時の対応のために実施しておりました緊急通報装置貸与等事業を、サービスの質の向上を図るために、本年度より事業名を変更し、見直しを行ったものでございます。

利用者に対する周知方法についてでございますが、緊急通報装置貸与等事業として今まで御利用いただいております方につきましては、新制度に移行していただく必要がございますことから、個別に、郵送にて通知をさせていただいております。通知内容といたしましては、新制度に移行する経緯・サービス内容・機器の移行時期・費用負担について、申請から移行までの流れをフロー図や表で示したチラシと、新制度で御利用いただける事業者と機器の一覧表、申請書でございます。通知により申請書を提出された方につきましては、その後訪問させていただいて、個別に詳しい説明をさせていただいた上で、機器の設置をいたします。

なお、発送後に御返事のない方につきましては、こちらから電話連絡等により状況を把握し、移行につなげることとしております。

次に、新規に御利用を希望される方につきましては、本事業について、利用者の身近なところでお知りいただくことができますよう、広報誌・ホームページでの周知の他、コミュニティ協議会、老人クラブ、支所・出張所、民生委員、児童委員、ケアマネージャー等に対しまして事業の周知を行っております。その方々につきまして利用の促進をお願いしているところでございます。

いずれの場合におきましても、詳しい内容につきましては、長寿福祉課にお問い合わせいただければ、電話対応の他、御自宅を訪問し、個別に御説明させていただいております。

今後とも、あんしん通報サービスを利用される皆様が、混乱せず安心して申請できますよう、周知・啓発に努めてまいりますので、御理解をいただきたいと存じます。以上でございます。

○打越委員 ありがとうございます。

○議長（高砂会長） ありがとうございます。他にございませんか。

○森岡委員 議長。

○議長（高砂会長） 森岡委員。

○森岡委員 森岡です。

高松市防災ラジオについてお尋ねします。庵治地区での防災ラジオ購入の申込を平成27年度よりコミュニティセンターで受けるとお聞きしていますが、申込時期と手元に届く時期はいつ頃になるのかお尋ねします。

○西吉危機管理課長補佐 議長。

○議長（高砂会長） 危機管理課。

○西吉危機管理課長補佐 危機管理課の西吉です。よろしくお願いいたします。

庵治地域の防災ラジオにつきましては、本年夏頃に基地局の工事に入ります。今年度中の工事を予定しております。このことから、防災ラジオの交付時期につきましては、28年度中を予定しているところでございます。なお、申込時期につきましては、今後基地局の工事と、電波の受信具合を確認しながら、改めてお知らせさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。以上でございます。

○森岡委員 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高砂会長） ありがとうございます。他にございませんか。

○上村委員 議長。

○議長（高砂会長） 上村委員。

○上村委員 上村です。よろしくお願いいたします。

2件ほどお願いがあります。市道の適切な管理といたしまして、先程林道について御説明いただきましたが、住民が生活している近くの市道の側溝にも土砂が溜まり、草が生え、枝葉が出てきたりしている場所がございます。これから梅雨の季節に入りますし、毎年ゲリラ豪雨も発生しておりますし、台風等の天候の変化もございますので、側溝の水はけが良くなるよう、市道の側溝の堆積物撤去工事もお願いいたします。

○宮脇道路管理課長 議長。

○議長（高砂会長） 道路管理課。

○宮脇道路管理課長 道路管理課です。

道路区域内の蓋をしている側溝等について、蓋をしているが為に、掃除しにくいということで、高圧水とバキュームを使った委託業務をエリア発注いたしておりますので、自治会長等を通じて御要望いただきましたら、順次対応してまいりたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○上村委員 こちらこそよろしくお願いいたします。

○議長（高砂会長） 上村委員。

○上村委員 もう一つお願いがあります。よくわからないので教えていただきたいのですが、マイナンバー制度の詳しい内容とプレミアム商品券等により、どのようなメリットがあるのか教えていただきたいと思います。

○諏訪人事課行政改革推進室長 議長。

○議長（高砂会長） 人事課行政改革推進室。

○諏訪人事課行政改革推進室長 人事課行政改革推進室です。よろしくお願いたします。

マイナンバー制度でございますが、マイナンバーは各機関が管理する個人情報、正確かつスムーズに確認するための基盤となるものでございまして、当面は、社会保障、税、災害対策といった分野での利用に限定されているところでございます。今年10月から日本国内の全住民一人一人にそれぞれ異なる12桁の番号が割り当てられ、来年1月からその利用が開始されるということになっております。こういったメリットがあるのかという御質問ですが、国が示している一般的なことといたしまして、大きく3つございます。

まず1点目としては国民の利便性の向上、こういった観点で行政手続きにおきまして、添付書類の削減等、手続きが簡素化されることとか、行政機関が持っている個人情報を確認したり、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ることができるようになっております。例えば、年金や福祉等の申請時に、住民の方が用意しなければならない書類が減り、皆様の手間が省略されることとなります。そうした中で、本市の現状で申しますと、これまでも各種申請の際、申請者本人の同意を得る等して、住民情報等の確認を行って、書類の添付を省略しているものも、多くございますことから、このマイナンバー制度が始まったからといっても、利用の範囲が限定されておりますことから、当面は住民皆様の手間に大きな変化は無いようにと考えております。

2点目として、行政の効率化というのが言われております。マイナンバーの適用範囲が広がっていけば、行政機関や地方公共団体間での様々な情報の照合・転記・入力等に要する時間や労力が削減され、複数の業務内での連携が進み、作業の重複等の無駄が削減されるという点でございます。

3点目として、公平・公正な社会の実現ということで、所得とか他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや、不正な受給の防止に役立つといったことから、本当に困っている方に、きめ細やかな支援を行うことができるとされております。こうしたことが大きなメリットとされているところでございます。

来年1月のマイナンバーの利用開始に合わせまして、個人番号カードが希望者に無料で交付されることとなっております。このカード自体が本人確認に利用できる公的身分証明書になるものでございます。印鑑登録証とか図書館カードといった機能も、そのカードに付加することも可能でございますことから、現在本市で発行しているカードにつきまして、今後、個人番号カードで利用できる範囲を検討してまいりたいと考えております。さらにカードを利用して、コンビニでの税の証明書等の利用ができるよう準備を進めているところでございます。簡単でございますけれども、以上でございます。

○上村委員 ありがとうございます。

○佐々木産業振興課長 議長。

○議長（高砂会長） 産業振興課。

○佐々木産業振興課長 産業振興課の佐々木でございます。

高松プレミアム商品券について御説明させていただきます。この商品券につきましては、国の地域活性化地域住民生活等緊急支援交付金を活用させていただいて、地域の消費喚起を興ずるために、通常の販売価格に一定の金額を上乗せしたプレミアム商品券を発行することとしております。本市では2種類の商品券を発行する予定としております。まず1つ目は、商店街組織に加入している参加店舗に限り使用できる、「高松とくや券」で、プレミアム率25%で、1冊1万円で12,500円分使用できるものを11万冊、もう1つは、高松全域の参加店舗で使用できる「高松プレミアム商品券」で、プレミアム率20%で、1冊1万円で12,000円分使用できるものを10万冊発行する予定といたしております。合計で21万冊発行いたしますので、金額にいたしますと、合計金額25億7,500万円、使用期間を8月1日から12月末までの間に使用していただく。市民の方には、プレミアム部分がメリットになり、地元商店の皆様には、それだけの消費喚起が生まれるということでございますので、できるだけ積極的に御参加いただき、消費喚起につながっていただきたいと思います。詳細につきましては、先般5月26日に市長が定例記者会見でその概要を説明いたしまして、同日からコールセンター、ホームページを立ち上げ、参加いただける商店を募集いたしており、6月15日から30日まで、市民の皆様に応募をしていただきます。応募は、専用はがきを準備してございまして、専用はがきは、皆様が良く御利用される市役所、支所・出張所、大型スーパー等市内の至る所に配置いたします。専用はがきと申しますのは、通常のチラシにはがきが入っている形なので、そこを切り取

っていただいて、1人1枚応募できるものです。ですから家族が5人いれば5枚応募できるということで、奮って御応募いただければと思っております。

○上村委員 ありがとうございます。チラシには、利用できる商店等も印刷されているのですか。

○佐々木産業振興課長 ありがとうございます。商店等は順次登録してきますので、商店の登録については12月まで順次更新して行こうと思っておりますが、チラシの印刷やホームページへの掲載は期限を定めないと印刷等できません。第1弾の登録のある商店等につきましては、本日9時30分からホームページに掲載している他、6月15日から商品券のチラシとは別刷りのチラシを準備しているところでございます。

○上村委員 ありがとうございます。

○議長（高砂会長） 他にございませんか。

○増田委員 議長。

○議長（高砂会長） 増田委員。

○増田委員 増田です。

確認ですが、先程旧庵治保育所に関して、局長さんからお返事をいただいたのですが、必要などころにはするが必要でないところにはしないというような感じに聞こえました。旧庵治保育所に関しては、今後も地域として何か利用できるのであれば使いたいという声もたくさんあるので、ぜひ定期的な管理維持だけはしていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○城下市民政策局長 議長。

○議長（高砂会長） 市民政策局長。

○城下市民政策局長 御発言の趣旨につきましては、担当課の方に伝えてまいりたいと思っております。

○議長（高砂会長） 他にございませんか。

○上村委員 昨日町民の方から御相談いただいた件です。お願いですが、近くのため池から水漏れが始まっているらしいというお話をいただいております。その時にどちらの方に相談に行けばよいのか困りまして、そういう時にはどういう対応をすればよいのか教えて下さい。

○多田市民政策局次長 議長。

○議長（高砂会長） 地域政策課。



○多田市民政策局次長 地域政策課でございます。

ため池の所有者ということになりますので、まず土地改良課に御連絡いただいて、管理しているところを特定してから、相談先ということになろうかと思います。どの池かということをお知らせいただければ、地域政策課でも繋いでまいりたいと思います。

○上村委員 わかりました。ありがとうございました。

○議長（高砂会長） 他にございませんか。

他に無いようですので、事務局から何かございますか。

○事務局（清谷支所長） 特にございません。

○議長（高砂会長） 他に無いようですので、「会議次第4 その他」は、これで終了いたします。

以上で、本日の会議の日程はすべて終了いたしました。

皆様方には、長時間にわたり御協議を賜り、また、円滑な会議の進行に御協力をいただき、誠にありがとうございました。大変お疲れ様でございました。

## 会議次第5 閉会

○事務局（滝本支所長補佐） 以上をもちまして、「平成27年度第1回高松市庵治地区地域審議会」を閉会いたします。

大変お疲れ様でございました。今後ともよろしくお願い申し上げます。

午前11時35分 閉会

---

会議録署名委員

委員 高砂 正元

委員 藤野 譲二